

議案第18号

沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例（平成28年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和25年政令第338号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第3条中「法第68条の2第1項に規定する地区整備計画が定められている区域（以下「地区整備計画区域」という。）」を「地区整備計画の区域」に改める。

第4条中「地区整備計画区域」を「前条に規定する区域（その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。）」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「前条本文」を「第4条本文」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（建築物の敷地が計画地区の内外にわたる場合等の措置）

第5条 建築物の敷地が計画地区の外と一の計画地区にわたる場合においては、その敷地の過半が当該計画地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該計画地区に係る前条の規定を適用し、その敷地の過半が当該計画地区の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、この規定を適用しない。

2、建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半が属する計画地区に係る前条の規定を適用する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	区域
清水町南部地区地区整備計画区域	沼田都市計画清水町南部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
東原新町・上原町文教・業務地地区地区整備計画区域	沼田都市計画東原新町・上原町文教・業務地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条関係）

1 清水町南部地区地区整備計画区域

建築してはならない	(1) 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの
-----------	------------------------

建築物	(2) 令第130条の9第1項で定める準工業地域内に建築してはならない建築物のうち、マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガスの貯蔵又は処理に供する建築物を除くもの
-----	---

2 東原新町・上原町文教・業務地地区地区整備計画区域

(1) 地区A（東原新町・上原町文教・業務地地区地区計画に係る計画図（都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。以下同じ。）に表示する地区Aをいう。）

建築してはならない建築物	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校 (2) 図書館 (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (5) 地方公共団体又はその組合が設置又は管理し、主に市民が利用する集会施設 (6) 体育館（観覧場付き体育館を含む。）又は武道場 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (8) 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に定めるもの (9) 前各号の建築物に付随するもの（令第130条の5の5に定めるものを除く。）
--------------	--

(2) 地区B（東原新町・上原町文教・業務地地区地区計画に係る計画図に表示する地区Bをいう。）

建築してはならない建築物	法別表第2(は)項に掲げる建築物以外のもの
--------------	-----------------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。